地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成15年条例第33号)第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成30年(2018年)3月9日

札幌市長 秋元 克広

記

- 1 指定管理者の名称日興美装工業株式会社
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地 別紙のとおり
- 3 管理を行わせる期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 市営住宅及び共同施設の維持及び修繕に関する業務(市長が定めるものを除く。)
 - (2) 前号に掲げる業務に付随する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

別表 2 中央区、東区及び白石区

	名			位	置指定管理者
北	円	Щ [団 地	札幌市中央区北 8	3条西26丁目 札幌市北区北19条西4
桑	園	北日	団 地	札幌市中央区北2	21条西15丁目 丁目1番21号
南	7	条 [団 地	札幌市中央区南7	7条西14丁目 日興美装工業株式会社
シ	ビッ	クコ	<u>-</u> Ь		代表取締役 櫻井 和久
苗	穂	駅	前	札幌市中央区北2	2 余果 1 2 丁 目
مالہ	አንላ		ابل	札幌市東区北31	条東2丁目、北31
北	栄	団	地	条東3丁目、北3	32条東2丁目
				札幌市東区北20	条東16丁目、北2
北	東	寸	地	0条東17丁目、	北21条東16丁
				目、北21条東1	7丁目
				札幌市東区北17	7条東10丁目、北1
美	香	保	団 地	7条東12丁目、	北18条東10丁
				目、北18条東1	2丁目
元	町中	中	団 地	札幌市東区北24	· 条東19丁目
東	苗	穂 [団 地	札幌市東区東苗種	息1条3丁目
苗	穂	<u></u>	地	札幌市東区北6多	東19丁目
札	苗	寸	地	札幌市東区東苗和	息7条2丁目
伏	古	団	掛		3条3丁目、伏古3条
		 j.j.	7[4丁目、伏古6第	€5丁目
				札幌市東区北9第	英東7丁目、北10条
光	星	団	掛		条東9丁目、北11
	生	िंग	<u> </u>		2条東7丁目、北1
				2条東8丁目、1	上13条東8丁目
東	新	道	団 地	札幌市東区北34	1条東28丁目
丘	珠	寸	地	札幌市東区伏古	4条3丁目
栄	町	寸	地	札幌市東区北45	5条東12丁目
開	成	団	掛	札幌市東区北20)条東22丁目、北2
[]T])-JX		7[2条東23丁目、	伏古6条2丁目
北	2 1	条	団 地	札幌市東区北21	条東1丁目
東	雁	来	団 地	札幌市東区東雁茅	F12条4丁目

メゾン・ド東麻生	札幌市東区北35条東1丁目
ジュネス38	札幌市東区北38条東12丁目
パレメゾン元町	札幌市東区北30条東18丁目
ライフステージN 4 2	札幌市東区北42条東13丁目
グランドコート東苗穂	札幌市東区東苗穂5条2丁目
メゾン・エスポ ワール N 3 7	札幌市東区北37条東29丁目
東 札 幌 団 地	札幌市白石区東札幌1条5丁目
白石中央団地	札幌市白石区本郷通1丁目北
南 郷 団 地	札幌市白石区南郷通6丁目南
 本 郷 団 地	札幌市白石区本通10丁目南、本郷通
平 郊 凹 地	10丁目南、本郷通10丁目北
 東 川 下 団 地	札幌市白石区川下1条6丁目、川下3
	条5丁目
	札幌市白石区北郷6条10丁目、北郷
10 2M DI 16	7条10丁目
菊 水 上 町 団 地	札幌市白石区菊水上町4条1丁目